

2020年2月定例会(3月5日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

まず、PFI手法による公共事業の現状と課題について伺います。

田辺市長は、所信表明でグローバリズムの破綻後のむき出しの資本主義にSDGsを対置し、扶助費増大、税込厳しい中、入りを量っていないを制すとしながら、PFI手法による公共事業を地域経済の好循環実現と捉え、2020年度471億円の投資的経費を計上しております。

しかし、海洋・地球総合ミュージアム入館者想定における周辺環境の整備についても、新清水庁舎においても庁舎PFIと一体の民間施設をまちづくり活性化、収益事業としても民間は全く評価せず、ある意味、コンパクトシティ戦略は黄色信号がともっているとも言えます。PFI手法による公共施設の整備などが財政の健全化や民間のビジネス機会拡大に役立っていくのか、甚だ疑問であります。

そこで、まず優先的検討について伺います。

2017年、内閣府は、20万人以上の人口、10億円以上の事業にすべからずPFI手法の導入の優先的検討を自治体に呼びかけています。イギリスでは廃止になっていますけれども、PFI手法を積極的に採用することで、地域経済の好循環を実現できるのか、PFI手法を導入した事業はどのようなものがあるのか、PPP/PFI地域プラットフォームをどのように活用しているのか、伺います。

次に、多発する自然災害、消費税10%で、昨年10月から12月比較で年率6.3%GDPが減少、日韓関係の悪化や新型コロナウイルスによる観光客の激減や中国経済の停滞など成長は鈍化、扶助費は増加、今後、税や地方交付税など大幅な増加が見込みにくい中、新清水庁舎や海洋文化施設などの大規模事業を進めていくわけですが、財政運営は大丈夫なのか、伺いたいと思います。

次に、VFM評価等について伺います。

バリュー・フォー・マネー、通常の従来型とPFIと比較する経費の差になるわけでありまして、志政会代表質問、後藤議員への答弁で、PFI新清水庁舎事業について民間施設は先送り、切り離すとのことでありました。しかし、PFI新清水庁舎事業は、有料駐車場と民間施設で一体型として入札公告したものであります。民間施設誘致を遅らせるのであれば、再募集の時期を明確にしなければ、その趣旨に反するわけでありまして、その点、伺います。

次に、PFIの検証体制について伺います。

先行した学校給食センター、マリナートのPFI事業のモニタリングの実施状況とその公表がどのようになされているか、伺いたいと思います。

次に、静岡大学将来構想について伺います。

静岡大学は、私自身の母校であり、将来の在り方については関心を持たざるを得ません。学部は工学部電子工学科で、高柳健次郎先生によるテレビ発祥の大学に憧れてのものであります。卒業はできませんでしたが。自民党議員団、鈴木会長から静岡大学を2分割する、工学部、情報学部、浜松医科大学が統合した浜松地区大学と、それから理学部、農学部、人文学部、教育学部が統合した静岡地区大学という1法人2大学構想に全会派で反対決議を上げたいという提案を頂き、賛同いたしました。

その成果として、静岡大学と静岡市の共同による将来構想協議会が設置されました。第1回協議会を傍聴しましたが、ゼロベースで協議会を運営されるとのことでありました。しかし、静岡大学側は、静岡大学2分割構想の決定を前提にステークホルダーである静岡市の意向を反映させたい、反映できるとの姿勢。静岡市側は、まず考えを聞き、地域にマイナスであれば反対。一方で、頓挫した市立大学構想からのリカレント大学構想との連携を視野に入れているように見えました。

協議会の運営における前提には、大学の自治をどう捉えるかがあります。憲法第23条の学問の自由によって保

障された大学の自治は、2014年、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正によって、いわゆる教授会の自治から学長のリーダーシップによる全学的な合意に転換しています。この大学の自治の変遷が静岡大学内の意見の分岐をもたらしているのではないかと私は認識しているところであります。

そこで2点お伺いします。

大学自治と協議会について、協議会設置要領の趣旨で示されているゼロベースとは、昨年3月に静岡大学が統合再編の意思決定をしたわけですが、その転換の可能性も含めたものとして考えているのか、伺います。

次に、静岡市の高等教育の在り方についてお伺いします。

2020年度予算資料、静岡大学将来構想協議会の運営に示されている、これまでの検討で明らかになったリカレント教育の論点について、どのように検討していくのか伺って、1回目を終わります。

57〇公共資産統括監(吉井博昭君) PFI手法の積極的な採用による地域経済の好循環の実現とPFIを導入した事業について、併せてお答えいたします。

本市では、効率的かつ効果的な公共施設の整備を進めるため、PFI手法を検討する基準等を定めた静岡市PPP／PFI導入優先的検討指針を平成29年7月に策定いたしました。この指針においては、公共施設整備事業の企画・建設から維持管理・運営まで事業全体を通じた経費の総額が10億円以上になると想定される事業について、PFI等の導入が適切かどうかを、自ら公共施設の整備を行う従来型の手法に優先して検討することとしております。今後も、当該基準に該当する事業については、PFI等の導入の可否を検討してまいります。

PFI等の導入は、民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用されることとなり、これにより新たな事業機会の創出や民間投資の促進が図られ、地域経済へも好影響を与えるものと認識しているところであります。これまで当該指針の策定以降、新清水庁舎、海洋文化施設、大浜公園の整備事業にPFI手法の導入を決定しております。

次に、PPP／PFI地域プラットフォームの活用についてですが、本市においては令和元年5月に静岡市PPP／PFI地域プラットフォームを設置いたしました。このプラットフォームは、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PFIなどの先進事例に関する勉強会や行政が検討している事業について官民での対話を通じて、本市事業へ民間活力の導入を促すための場です。この場には、5市2町を中心とする近隣自治体の職員や多くの民間事業者が参加するなど、官民による活発な意見交換が行われております。新清水庁舎など検討指針によりPFIを導入した事業については、当該プラットフォームを活用することで事業の段階に応じた民間事業者から幅広く意見を頂いております。

58〇財政局長(川崎 豊君) 大規模事業の推進に伴う今後の財政運営についてですが、現在、新清水庁舎や海洋文化施設などの大規模事業については、第3次総合計画に位置づけ、計画的に実施しているところであります。これまでも新たな行政施策を展開する際には、必要な財源を確保した上で対応していたところでございます。

今後もこれまで同様、行財政改革を中心としたあらゆる取組を着実に実施することにより財源確保に努め、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

59〇公共資産統括監(吉井博昭君) 新清水庁舎に関する民間施設の再募集の時期についてですが、サウンディング調査において庁舎建設を含めた清水のウォーターフロント地区の開発が具体的に進んだ後であれば、参画の意欲は高まるという声を多く頂いたところであります。そこで、よりJR清水駅周辺のにぎわいに資する民間施設を誘致し、効果的な土地の利活用を図るため、令和4年度の清水庁舎の移転をはじめとして、清水のウォーターフロント地区で予定されている海洋文化施設の開館、海釣り公園の整備、フェリーの発着所の移転等の具体的な計画や庁舎建設地周辺の民間未利用地の開発の可能性を見据えながら、再度募集を行ってまいります。

60〇教育局長(遠藤正方君) 学校給食センターにおけるPFI事業のモニタリングの実施状況とその公表についてですが、教育委員会は、事業の質を維持するために事業者から提供されたサービスが我々の求める水準を満たしていたかを検討する維持管理・運営モニタリングと財務モニタリングを実施しています。

PFI事業で運営している西島学校給食センターと門屋学校給食センターにおいては、毎月、市の職員が報告書を確認するとともに、四半期ごとに立入りをする維持管理・運営モニタリングを行うことに加えて、会計士により事業者の経営状況を確認する財務モニタリングを年1回実施しています。

いずれのセンターにおいても、安定的に時間内に給食提供できており、これまでに求める水準を下回っていたことはありません。なお、ホームページによる公表はしていませんが、閲覧により公開をしています。

61〇観光交流文化局長(大石貴生君) マリナートにおけるPFI事業のモニタリングの実施状況と公表はどのようにされているかについてですが、マリナートにおいても、先ほどの学校給食センターと同様に、維持管理・運営及び財務のPFI事業のモニタリングを実施しております。

モニタリングにおいて建築物、舞台設備等の維持管理及びホール機能等の運営が適正に行われていることや、年間6回程度の芸術文化公演が誘致・開催されていることなど、本市が求める水準を満たしていることを確認しております。なお、結果の公表については、教育委員会と同様の対応を行っています。

また、指定管理者制度を導入しているマリナートでは、これに加え指定管理者制度に基づく年度評価を実施し、市ホームページでその結果を公表しております。

62〇企画局長(前田誠彦君) 静岡大学の将来構想に関する2つの質問にお答えします。

まず、ゼロベースについての認識ですが、自民党、尾崎議員の代表質問の際にもお答えしたとおり、第1回協議会の際に、静岡大学副学長丹沢委員が発言された、石井学長が説明した大学当局の案をベースにすることなく、協議会で出された意見を反映させていきたい、のとおりだと理解しております。

次に、リカレント教育などの論点に対する検討の進め方ですが、現時点における協議会での議論は、静岡大学の統合再編のみとなっておりますが、今後、本市高等教育の在り方検討会で明らかになったリカレント教育などの将来につながる構想についても議論が必要であると考えております。

〔36番松谷 清君登壇〕

63〇36番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をします。

PFI事業と公共事業の基本的な視点が示されました。今回のPFI新清水庁舎、それからミュージアム、この連続しての失態がなぜ発生したのか。担当職員のやっぱり力量不足の面があると言わざるを得ないわけであります。PFI事業担当者の経験不足によるコンサルタントへの依存、アドバイザーへの依存、これをどう考えるか、伺いたいと思います。

2つ目に、答弁のあったマリナートそしてミュージアムもそうなんですが、PFI事業者指定管理を委託するケースがあるわけであります。PFIの維持管理・運営期間に指定期間を合わせることで、5年に一度の事業者選定などの議会関与がなくなり、施設の運営について適切なチェック機能が働かなくなるおそれはないのか、伺っておきたいと思っております。

次に、VFM評価等について伺います。

先ほどの答弁でいきますと、庁舎が完成するあるいはウォーターフロント地区ができてくる、それから海釣り公園、庁舎周りの未利用地というんですけれども、先ほど風間議員への答弁で、10年かかると言っているんですね。PF

可能性調査、お手元を見ていただければ分かりますけれども、5つのケースから民間収益施設敷地貸付料を庁舎建設事業に還元することを想定した資料の第2ケースと民間施設を除いた駐車場と庁舎の第1ケースでのVFM算定収入、つまりこの差はお手元で分かるように約2億6,000万円ですね。それは、今、庁舎でやろうとして民間施設先送りという地代収入に関わる数値の差なんです。2億6,000万円が、この資料からいけば減収になるんです。9月議会で債務負担はPFI庁舎のみということで、ここから若干変わっているから可能性調査と想定が違うという説明を今、受けているんですけれども、しかし、民間施設を除けば確実に10年後となる段階もいつか分からない状態で、既に減収が生じるということがはっきりしているわけでありまして。再公告において当初の変更が生じるということが確実にあれば、再公告において当然変更が生じるので、再度議決が必要じゃないのかということを含めて伺いたいと思います。

次に、元々これ風間議員がかなり丁寧に詳しくやっていますが、移転新築か現庁舎の大規模改修かの議論があって、95億円のうち85億円が建設費、大規模改修だと66億円で、これも比較の論点になったわけでありまして。移転新築にも上物の解体費7億円はですね、これは85億円に入っていると。そうすると、基礎ぐい解体費を加味するかどうかは桜ヶ丘病院との協議次第ということになっているんです。しかし、もう一回お手元の資料の3ページを見ていただきたいんですが、可能性調査時における民間施設の地中障害物等の用地リスクは静岡市が負担というふうここに書かれているんです。庁舎PFIにおいては、それは土地については市の責任ですと、当然、この観点に立てばですね、現庁舎解体についても基礎ぐいは全て抜く、つまり25億円ですね。7億円と25億円合わせて32億円が税込みで入るわけですが、これがですね、つまり85億円の建設費に25億円が加わり110億円という解体費と66億円の比較になるわけなんです。その意味で、この基礎ぐいを全部抜くと想定した場合に、整備手法を比較すれば結果は変わったんじゃないのかと、この点をお伺いしたいと思います。

次に、検証体制について伺います。

西島学校給食センター可能性調査時、VFM数値は11.57%、契約時点で7%、門屋学校給食センターは2.9%で19.7%、相当差があるんですけれども、この違いが生じた主な原因はどのように考えているか、伺います。

また、西島学校給食センターのサービス対価の改定はどのようにしているのか。そして、VFMの算定のときに、民間だから働く人の賃金を低く抑える、つまり働き方改革に逆行することによってVFM数値を上げているという現状があるわけなんです。そこで、確認の意味で調理員の配置状況は、PFIや業務委託の運営形態によって異なるのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、マリナートでは、VFMは可能性調査時点で13.5%、1回目入札不調でVFMは3%に変更となり、契約時点2%でしたが、その評価はどのようになるのか、また、事業における定性的な効果はどのようなものか、伺いたいと思います。

次に、静岡大学将来構想について伺います。

明確な答えをしなかったんですけれども、石井学長の、つまり2大学分割構想は前提にしないということは、それは転換の可能性ということを含めたゼロベースだというふうにご答弁を私は理解しますが、そこです、まず、お手元の資料で、浜松市が2018年7月に内閣府地方創生推進事務局に地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画を提出し、9月議会で1,500万円の負担金を提案しています。静岡市長が大学の説明を受けたのが2019年の2月、つまりもう一年以上前に浜松市が先行したということがよく分かるわけですね。この中に何が書いてあるかという、1つの大学に多くの学部がある大学では、大学全体が1つの方向性を持った機能強化がしにくい面があり、静岡大学は東西に分かれて再編する理由もそこにある。医工連携による浜松地区大学構想を明確に支持しているわけでありまして。協議会では、出席した委員の人の大半が1法人、浜松医科大学、静岡大学構想であれ、1法人1大学、完全統合7学部構想であれ、法人統合自体に問題ないとも表明しておりますが、静岡市もこの認識でいいのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、第1回協議会で石井学長が提案した、静岡地区大学の新たな方向性での社会人のリカレント教育などは、静岡市の高等教育の在り方にどう関係するのか、伺って、2回目の質問とします。

64○公共資産統括監(吉井博昭君) コンサルタントへの依存をどのように考えているかについてですが、PFI事業の関係職員に対し、事業に取り組む上でより実践的な知識を身につけてもらうために、毎年PFIに関する研修会を実施しております。また、制度を所管するアセットマネジメント推進課においては、様々なセミナーや研修で得た知識を基に、PFI事業の関係課に対して段階に応じたアドバイスを行うなど、連携して事業に取り組んでおります。

一方、コンサルタントは、複雑な事業スキームや最新事例、専門性の高い法務、財務といった知識、ノウハウを持っており、事業の精度を高めていく上で必要な役割を担っております。

65○総務局長(豊後知里君) PFI事業者である指定管理者へのチェック機能についてですが、指定期間をPFIの維持管理・運営期間に合わせることは、PFIに係る契約の担保及び事業の安定性を確保するために適切であると考えています。

なお、指定管理者の指定には議決が必要ですが、その際、指定期間をPFIの維持管理・運営期間に合わせた内容で御審議いただいております。

施設の運営のチェックについては、指定管理者制度に基づくものとして年度評価を行い、その結果を市のホームページ上で公表しています。また、PFI事業の場合は、指定期間が長期となることから、5年ごとに総合評価を行っております。

以上のことから、施設運営についての適切なチェック機能は十分働いていると考えております。

66○公共資産統括監(吉井博昭君) 再公告の内容により、再度議決が必要ではないかについてですが、再公告に当たっては新清水庁舎と立体駐車場の募集のみを行います。民間施設についてはJR清水駅周辺のにぎわいにより資するものと適切な時期を捉えて別途誘致いたします。したがって、新清水庁舎建設基本構想及び基本計画において示した庁舎、駐車場、民間施設の3つで一体的ににぎわいを生み出していく方針に今後も変わりはありません。

また、民間施設は、別途誘致することとなりますが、これはPFI事業の附帯事業として提案を求めている市の財政負担を伴わない民設民営のものであるため、新清水庁舎整備の予算に影響はありません。そのため、改めて議会議決する事項はありません。

次に、基本構想における再整備手法の比較結果についてですが、現清水庁舎の解体は、建物基礎から地上部分の躯体までを基本に考えております。基礎ぐいを全て撤去する工法は、現清水庁舎解体後の土地の利活用において病院の規模や建物の配置計画が具体的に決定していない中で、基礎ぐいの扱いなどについて不確定要素があるため、建物基礎から地上部分の躯体までの解体をする税抜き約7億2,000万円のみをもって比較検討を行いました。

67○教育局長(遠藤正方君) 学校給食センターについての3点の質問にお答えします。

まず、学校給食センターのバリュー・フォー・マネーいわゆるVFMについてですが、PFI手法で実施した場合と行政が実施した場合とを比較し、総事業費がどれだけ削減できるかを示す数値で、削減額が大きいほどVFMは大きくなります。

本市では、VFMの算定は導入可能性調査時点、発注時点及び契約時点の3点で実施しており、学校給食センターについては、インシタルコストに当たる施設整備費とランニングコストに当たる維持管理・運営経費を比べていま

す。導入可能性調査時点と契約時点とを比較すると、程度の差はありますが、施設整備費、維持管理・運営経費ともに、先にPFI事業を開始した西島学校給食センターではVFMが下がり、後に開始した門屋学校給食センターではVFMが上がる結果となりました。

この要因としては、西島学校給食センターを受託した特別目的会社いわゆるSPCの構成企業と、門屋学校給食センターのSPC構成企業とがおおむね同一であることから、西島学校給食センターの施設整備の経験を生かし、門屋学校給食センターの整備のときに無駄のない整備ができたためだと考えています。そのほか、維持管理・運営経費においては、省エネタイプの調理機器の導入などにより、光熱水費の削減が図られるなど、様々な努力を重ねた結果、効率的な運営ができたものと考えております。

次に、西島学校給食センターのサービス対価の改定についてですが、PFI事業は長期間に及ぶ契約となるため、一定以上の物価変動が生じた場合には、市が支払う委託料を改定することになっています。西島学校給食センターでは、これまでに6回、物価変動による改定を実施し、総額1億6,000万円の増となっています。なお、この額は、当初契約額77億8,000万円の2.1%となります。

最後に、PFI事業の調理員の配置状況についてですが、PFI事業の場合、人員数は事業者が判断して決定していますが、西島学校給食センターも門屋学校給食センターも適切な人員配置がされていると考えています。具体的には、1日当たり調理食数1万食の給食センターの調理業務は、66人程度が必要だと考えていますが、調理食数約9,000食の西島学校給食センターには65人、調理食数約8,000食の門屋学校給食センターには63人の調理員が配置されております。

68〇観光交流文化局長(大石貴生君) マリナーHにおけるVFM効果と定性的な効果をどう捉えているかについてですが、議員の御質問のとおり、マリナーHのVFMについては、導入可能性調査時点以降、建設資材高騰等があり、見直し、再計算を行い、2回目の発注時点で3%となりました。契約時点では、2%のVFMが確保されたということで、PFI導入の効果はあったと認識しております。

また、定性的な効果についてですが、PFI事業では設計、建設、管理、運営を分断せず一括して民間事業者に委ねることにより、事務の削減など事業の効率化が図られたほか、特にマリナーHにおいては市民ニーズに対応した良質なサービスが提供され、評価されております。

具体的には、運営事業者のノウハウを反映した最新の音響設備の設置や利用者が使いやすい動線の確保など、質の高い施設づくりが実現されています。

さらに、地域と密着し、市民吹奏楽団の創設・支援など、清水地域の独自文化の創造に資する事業を実施しているほか、市民に人気のある公演の積極的な誘致など、にぎわい創出に貢献していることなどが効果として挙げられます。

69〇企画局長(前田誠彦君) 静岡大学の将来構想に関する2点の質問にお答えします。

まず、静岡大学の統合に対する本市の認識ですが、第1回協議会における小長谷副市長の発言のとおり、まずは完全統合型の1法人1大学、現在の2大学の枠組みを維持する1法人2大学など、大学当局間である分割型統合再編以外の選択肢も含めて比較検討を行うべきであり、法人統合についてもその中で議論すべきものと考えております。

次に、静岡大学の提案と本市高等教育の在り方との関係ですが、静岡大学が提案する社会人リカレント教育、文理融合分野の開拓及び海外人材の活用は、今後の協議会において静岡大学から具体的な説明が行われる予定ですので、その内容を確認した上で必要な議論を行ってまいります。

〔36番松谷 清君登壇〕

70〇36番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をいたします。

時間がないので、ちょっと早口になりますが、差額の2億6,000万円とは何かということなんです。7,200平米の40%が民間施設だと仮定すると、15年、12カ月、するとこれ1平米当たり481円になります。今、入札公告に出ているのは、1平米当たり310円なんです。この差がなぜ出ているかということも、実はこの資料は真っ黒なんです。分かんないんで、きちんと説明してもらわなきゃいけないんです。

清水区のコンパクトシティ戦略の重要な柱であるPFI新清水庁舎、ミュージアムが頓挫したことの背景に、私は、資料不足による議会のチェック機能が弱まっていることもあると考えるんです。今回この資料を頂いて質問していますが、債務負担行為設定時におけるVFMの評価過程の情報の公表もどう考えるかということをお伺いしたいと思います。

それから、検証体制については、PFI開始後にはこの新庁舎については契約約款第86条で、情報公開条例の趣旨に即し維持管理・運営業務の情報公開の努力規定があるんですけども、今後、PFI事業は増えていきます。

そこで、契約締結後の進捗状況はモニタリングされていますけれども、財務情報などホームページには公表されておりません。横浜市などのようですね、モニタリング結果を評価する第三者機関の設置と、その結果を公表することについてどう考えるか、伺いたいと思います。

次に、大学の自治と大学の問題についてお伺いします。

憲法第23条の学問の自由によって大学の自治は保障されています。今まさに静岡市で新清水庁舎住民投票条例制定の署名活動が始まっていますが、これは静岡市の自治基本条例に基づく市民自治が体现されたものであって、静岡大学においても私はそれが同様だと思うんです。議決の転換も射程に入れるのであれば、協議会としても大学の意思決定のプロセスに、大学に関わる全ての人たちが関与できる教職員投票制度について静岡大学に提案することも必要になってくるのではないかと考えるわけです。大学の自治ですから、我々はそのに関与できません。しかし、やっぱりそういう形での制度の提案も必要だと私は思います。

また、この統合再編は、浜松医科大学という相手方があっての話であります。浜松医科大学との完全統合、浜松医科大学を残した法人のみの統合、あるいは分割による統合……

71〇議長(遠藤裕孝君) あと1分です。

72〇36番(松谷 清君)(続) いずれの案も浜松医科大学あってのことであります。

そこで、協議会設置要項には、必要に応じてそのほかの関係者の協力を求めるとありますが、浜松医科大学など関係者から意見聴取を行うことはあるのかなのか、また、協議会の存続はいつまでと考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、文科省が2018年に公表した2040年に向けた高等教育のグランドデザインで、大学等連携推進法人制度を提唱しています。協議会の設置要項にも入っている大学等連携推進法人制度について、静岡市の高等教育の在り方との関係を含めどのように進めていくのか伺って、質問を終わります。

73〇公共資産統括監(吉井博昭君) 債務負担行為設定時におけるVFMの評価過程の公表についてですが、国が策定したVFMに関するガイドラインでは、VFMの評価過程や評価方法について公表することとしております。ただし、評価過程等を公表することにより、その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがある場合には、VFMのみを示すこととしても差し支えないとされています。この国のガイドラインを受け、策定した静岡市PFIガイドラインで、債務負担行為設定時における評価過程や評価方法については公表しますが、詳細な前提条件や算

定根拠などの数値については、後の公平公正な入札手続を担保する観点から原則公表の対象外とし、VFMのみを示すこととしております。

次に、第三者機関の設置とその結果公表についてですが、本市のPFIガイドラインにおいて財務モニタリングや維持管理・運営モニタリングについて規定がされております。その規定では、モニタリングによりPFI事業者の実施する業務内容が要求水準を満たし、事業提案どおり履行されているかを事業担当課が確認することとなっております。

現在実施しているPFI事業は、マリナートや西島、門屋学校給食センターの3件であります。今後増加していくことが予想されることから、モニタリングの質をさらに向上させるため、PFI事業が着実に実施されていることを第三者機関により評価することは、客観性の観点から重要なことと認識しております。また、評価結果を公表していくことについても、透明性を確保する点が必要であると考えております。こうしたことから第三者機関の設置につきましては、他都市の動向などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

74〇企画局長(前田誠彦君) 静岡大学の将来構想に関する質問にお答えいたします。

まず、協議会における関係者からの意見聴取と協議会の終期についてですが、委員以外の関係者、例えば浜松医科大学からの意見聴取が必要となった場合には、静岡大学将来構想協議会設置要項の定めに沿って対応してまいります。また、同要項では終期は定めておりません。

次に、大学連携と本市高等教育の在り方との関係ですが、市内の大学間の連携については、国においても大学等連携推進法人の必要性を提唱しており、市への影響も含めて、今後、協議会で議論が必要なテーマの1つであると考えております。